

平成24年6月28日

各位

三井住友信託銀行株式会社

特定寄附信託の取扱開始について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均）は、新しい信託商品「特定寄附信託」の取り扱いを平成24年6月29日（金）より開始いたします。

特定寄附信託は、信託銀行等が受託者として、個人のお客さまと公益法人等の間をつなぎ、寄附を仲介することによって公益法人等の活動を支援することを目的に、平成23年度税制改正によって新たに創設された制度に基づく信託商品です。

税制上の優遇措置として、寄附に充てられる信託財産の運用収益は非課税となり、また、元本部分から行われる寄附については、毎年、寄附金控除等の対象となります。さらに、お客さまは、寄附先から活動状況の報告を毎年、定期的に受け取ることができるため、ご自身の寄附がどのような活動に利用されたかを確認することができます。

三井住友信託銀行の「特定寄附信託」は、お客さまにお選びいただいた公益法人等に5年または10年にわたり定期的に寄附を行います。寄附先については、当社があらかじめ提示する寄附先一覧からお選びいただきます。また、特定寄附信託の寄附先として法令で定められた公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定特定非営利活動法人などの中から、お客さまが自由にご指定いただくことも可能です。

当社では、今回の特定寄附信託に先立ち、昨年4月に、当社が提示する団体への寄附を目的とした「社会貢献寄付信託＜明日へのかけはし＞」の取り扱いを開始しております。引き続き、より多くのお客さまのニーズにお応えできるよう、一層のサービスの充実を目指してまいります。

以上

【「特定寄附信託」の商品概要】

対象	国内に居住されている個人のお客さま
信託期間	5年または10年。なお、信託期間の変更はできません。
お申込金額	1000万円以上10万円単位
信託報酬	<p><当社が提示する寄附先法人一覧から寄附先を指定された場合> 無料</p> <p><当社が提示する寄附先法人一覧以外から寄附先を指定された場合> 当初信託金の1%を信託報酬としていただきます。</p> <p>また、運用先の合同運用指定金銭信託の運用収益から、一定の範囲内で運用信託報酬を申し受けます。</p>
運用方法	合同運用指定金銭信託を中心に安定的に運用いたします。
税制上の優遇	信託財産から生じる運用収益は、非課税扱いとなります。
寄附方法	当初信託金を信託期間の年数で除した金額および寄附日までに得られた収益金を寄附先に交付します。寄附日は、毎年10月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）とします。
当社が提示する寄附先法人一覧	
活動分野	団体名
環境	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）
環境	公益財団法人 日本生態系協会
教育	公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
医療	公益財団法人 日本対がん協会
社会福祉	公益財団法人 日本盲導犬協会
海外支援	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
学術	公益財団法人 国際科学技術財団
災害復興支援	社会福祉法人 中央共同募金会
子ども支援	公益財団法人 日本財団

【参考：社会貢献寄付信託<明日へのかけはし>の商品概要】

販売対象	個人のお客さま
信託期間	<p>ご入金日より所定の満期日（※）まで</p> <p>※ご入金日の4年後の応当日の直後に到来する11月5日が満期日となります。</p>
お申込金額	10万円以上10万円単位
信託報酬	合同運用指定金銭信託の運用収益から、一定の範囲内で運用信託報酬を申し受けます。
寄付金送金日	毎年11月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）
寄付回数	5回（毎年1回）
寄付先団体について（以下の9団体の中からお客さまにご指定いただきます）	
活動分野	団体名
環境	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）
環境	公益財団法人 日本生態系協会
地域・文化遺産	公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
医療	公益財団法人 日本対がん協会
社会福祉	公益財団法人 日本盲導犬協会
海外支援	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
学術	公益財団法人 国際科学技術財団
文化	独立行政法人 日本芸術文化振興会
災害復興支援	社会福祉法人 中央共同募金会